東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年５月２６日

東海市長　花　田　勝　重

東海市規則第２０号

東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

東海市税に関する文書の様式を定める規則（昭和５９年東海市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

様式第２５を次のように改める。

様式第25

（表）

あなたの市民税・県民税・森林環境税を本書のとおり
決定しましたので通知します。
年　月　日

愛知県東海市長　　印

お問合せ先	

年度　　市民税・県民税・森林環境税　納税通知書　兼決定通知書

（単位：円）

▼賦課期日時点氏名・住所

通知書番号	
金融機関名	
（支店名）	
口座番号	振替方法
（口座名義人）	

	年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
新規				

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

	1期	2期	3期	4期			
納期限							
新規							
充当額							
差引							

▼一括で納めていただく場合
＊一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

全期前納納期限	全期前納納付額		全期前納差引納付額

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額			

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額			

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

年分　市民税・県民税・森林環境税課税明細書　（　　年　月　日現在）

（単位：円）

▼所得金額等

給与収入	
公的年金等収入	
合計所得金額	
繰越損失額	
総所得金額等	

▼所得控除額

控除合計	

▼扶養親族該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生

▼本人該当区分

▼算出税額

	市民税	県民税
税額控除前所得割		
所得割額		
均等割額		
森林環境税額		
減免額・免除額		
年税額（住民税及び森林環境税の額）		
給与・公的年金等からの特別徴収税額		
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		
控除不足額		
（うち還付額）		

▼課税標準額

1 賦課の根拠

地方税法第24条及び第294条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条、東海市税条例第25条並びに愛知県県税条例第42条の規定により、賦課期日(※)において次に該当する個人で前年中に所得があった方に対し、それぞれの額が課税されます。

(1) 東海市に住所がある方……均等割額、所得割額及び森林環境税額

(2) 東海市に事務所・事業所又は家屋敷を有し市外に住所がある方……均等割額

※ 賦課期日とは、賦課年度の初日(4月1日)の属する年の1月1日をいいます。また、1月2日以降に他の市町村に転出されても当該年度の市民税・県民税・森林環境税は東海市に納めていただくことになります。

2 税率

(1) 均等割の税率

市民税	県民税
円	円

(2) 課税総所得金額に対する税率

市民税	県民税
%	%

(3) 森林環境税の税率

円

3 納付の場所

下記のコンビニエンスストア
＊納付書の表面にバーコード印字されていて読取りができるものに限ります。

4 審査請求等

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として(訴訟において東海市を代表とする者は東海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 滞納処分及び延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、督促を受けることになります。その督促状が発付された日から起算して10日を経過した日までにその税金に係る徴収金を完納されない場合には滞納処分を受けることになります。

納期限までに税金を完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ税額2,000円以上(1,000円未満の端数は切り捨てます。)であるときは、年14.6%(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

ただし、当分の間、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。以下同じです。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。

附　則

この規則は、令和７年８月１２日から施行する。